

第3次泉佐野市健康増進計画・食育推進計画策定支援業務
委託業者選定にかかる実施要綱

(目的)

第1条 令和7年度中に策定すべき「第3次泉佐野市健康増進計画・食育推進計画」について、策定支援業務を委託するにあたり最適な業者を選定することを目的とする。

(選考業者)

第2条 選考業者は、公募により選定するものとする。

(選定方法)

第3条 実施要項で明記した予算額及び最低限必要とする業務を仕様書に予め示したうえで、企画提案書等の書類を前条に掲げる業者から徴収し、別記1の評価基準に基づき審査し、最も優秀な業者を選定するものとする。

(審査委員)

第4条 前条の審査を行うため、第3次泉佐野市健康増進計画・食育推進計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、泉佐野市健康福祉部長、健康・食育・医療担当理事、健康推進担当参事、国保年金課長の4名で構成する。

附則

この要綱は、令和7年4月16日から施行し、業者選定が完了した時点で廃止する。